

犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

者を牢に入れる如きは、法律の命する正當の行爲であつて罪とはならぬ。  
二、逮捕とは身體に直接に力を加へて居處移轉の自由を制限すること、監禁とは一定の區劃内に留め置いて、外部に出づることを得せしめぬを云ふ。(第九十條參照)

逮捕も監禁も共に手段は問はぬ。故に腕力を以てすると、器具を以てすると、又は直接に身體に加へると、脅迫することに區別はない。苟くも不法に人を捕へれば逮捕となり、戸又は門を閉鎖すると又は不具者の義足を奪ふと或は入浴中の妙齡の婦人の衣服一切を隠くす等に論なく、苟くも人を一定の場所から出づることを出來なくすれば監禁となる。

逮捕と云ひ監禁と云ふは何れも多少繼續的の觀念がある。人を捕ふるも直に解放すれば暴行の罪となるも逮捕とはならぬ。又一時人を一定の區劃内に入れるも直に出づることを得る様にすれば監禁とはならぬ。

第二百二十一條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シ

第二百二十一條 本條の罪を犯し爲に人を傷け又は死せしめたときは傷害の罪に比し重い方で處罰することを定めて居る。これも結果犯であるから、死傷に就て豫

タル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

期あることを要せぬ。若し其故意があれば殺傷罪と逮捕監禁罪との二法に觸れる一所爲であるから、第五十四條に依り一罪となる。

### 第三十二章 脅迫の罪

脅迫とは或一定の害を加ふべきことを告げて人を威嚇することを云ふ。但し脅迫者に眞に加害の意あることを要せぬ。又被脅迫者が之に因り恐怖の心を起したと否とは問ふ所でない。而して脅迫の方法は書面によると、口頭でするとを問はぬ、要は被脅迫者に脅迫の意思を通ずればよいのである。

第二百二十二條 本條第一項は人の生命・身體・自由・名譽又は財産に對し害を加へると云ふて人を脅迫した場合、第二項は或者の親族の生命・身體・自由・名譽又は財産に害を加へると云ふて其或者を脅した場合の罪である。

一、目的は生命(殺すこと)、身體(傷害すること)、自由(縛ること)か動かせぬと云ふこと、名譽(侮辱すること)云ふこと、財産(或は放火すること)か云ふの類)の五者に限る。

第二百二十二條 生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス。親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財

産ニ對シテ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者亦同シ

第二百二十三條 生命、身體、自由、名譽若クハ財産ニ對シテ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス。親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財

二、方法は害を加ふべきことを被害者に通ずるのである。自己の行為により直接又は間接に害の生ずべきことを豫告することを云ふ。即ち他人をして加害せしめんと告げても、又祈り殺さすと云ふても、苟くも其目的が脅迫にあれば本罪となる。

三、第二項は被害者の親族に對して右の害を告げても同様であることを規定してある。而かも被害者の親族と限られてあるから、其恩人又は親友を害すること云ふて脅迫するも本罪とはならぬ。

第二百二十三條 本條は強制罪で、第一項は生命・身體・自由・名譽・財産に對し害を加へると云ふて脅迫し、又は暴行を用ひ、以て人をして義務のないことを行はしめ、又は正當に行ふ可き權利を妨害するに因つて成立する。

第二項は親族の生命・身體・自由・名譽・財産に對し、害を加へると云ふて脅迫し、以て人をして義務のないことを行はしめ、又は行ふべき權利を妨害するに因つて成立する。

一、威嚇の方法たる暴行・脅迫のことは先きに説明した通りである。

産ニ對シテ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者亦同シ  
前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

二、結果として義務なきことを行はしめ又は權利の行使を妨害することを要す。即ち本罪は行為の自由のみに對する罪である。故に若し暴行・脅迫を以て義務なきに財産を差出させるときは強盜又は恐喝の罪となるも本罪とはならぬ。

三、本條の未遂は罰せられることは、第三項に規定されてある。故に被害者又は其親族に害を加へると云ふて脅迫し、又は被害者に暴行を加へても、未だ義務なきことを行はしめず、若くは權利の行使を妨げねば未遂として罰せられるのである。

### 第三十三章 略取及び誘拐の罪

略取とは暴行又は脅迫を用ひ人を自己の支配内に置くこと、誘拐とは欺罔又は誘惑に依り人を同じく自己の支配内に引入れることである。而して此等の暴行・脅迫詐欺・誘惑等は必ずしも被害者に向つて爲されることを必要としない。監督者又は第三者に加へられた場合でも苟くも被害者を自己の實力内に移す方便として之を用ひられたならば、それでよいのである。

逮捕・監禁は場所の移動を必要とせぬが、略取・誘拐は之を必要とするから、此點に於て兩者は異なる。

第二百二十四條

本條は未成年者を略取し又は誘拐した場合の罪である。

未成年者とは満二十歳以下の者を云ふ。此の如き者は身體も精神も未だ完全に發育せぬから特に本條に依つて保護されるのである。尙ほ未成年者は多くは父母・後見人等の監督の下にあるのであるから、本條は併せて其監督權も保護して居るのである。

第二百二十五條

本條は營利又は猥褻或は結婚の目的で人を略取又は誘拐するに依つて成立する。

一、犯罪の目的は營利・猥褻又は結婚の内の一でなくてはならぬ。營利とは其略取者又は誘拐者を利用して利益を得んとすること。猥褻とは先きに第七十四條以下に説明した所と同じである。結婚とは第八十四條の重婚の場合の結婚より廣いので必ずしも法律上の正式の結婚のみならず、事實上の結婚、所謂内縁關係をも指すのである。

第二百二十五條  
營利、猥褻又は結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

二、被害者が未成年者に限られず、廣く人と規定してあるのは未成年者以外の者に對しても時々斯様の犯罪が行はれるからである。要するに人を略取又は誘拐し其者を種として種々の利を圖り若しくは其者に猥褻の行爲を爲さしめ、若しくは其者をして自己又は他人と結婚せしめんとすれば本條の罪が成立する。

第二百二十六條

本條第一項は帝國外に移送する目的で、人を略取、誘拐した場合、第二項は同様の目的で人を賣買し又は誘拐、略取された者又は賣られた者を帝國外に移送した場合の規定である。

一、帝國外に移送するとは何の爲にするを問はず國外に送り出すことを廣く指すのであるが、多くは醜業をさせる爲にするので、且つ多くは婦女に關するのである。

二、人の賣買とは代價を定めて授受することを云ふのであるが、第二項の罪となるには國外に送り出す目的でなくてはならぬ。必ずしも送り出すことを要するのではない。國內で藝妓に賣る目的を以てしたのは本罪とはならぬ。

第二百二十六條  
帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス  
帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ賣買シ又ハ被略取者若クハ被賣者ヲ帝國外ニ移送シタル者亦同シ

**第二百二十七條** 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被拐取者又ハ被賣者ヲ收受若クハ隠匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス  
營利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テ被拐取者又ハ被賣者ヲ收受シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

**第二百二十八條** 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

**第二百二十九條** 第二百二十六條ノ罪、同條ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以テ犯シタル第二百二十七條ノ罪ニ處ス

三、第二項後段の被授受者若しくは被害者を帝國外に移送することは必ずしも轉送の目的で略取、誘拐せられ又は其目的で賣られた者のみを指すのではない。他の目的で略取又は賣買された者でも、苟くも外國に移送すれば、第二項の罪が成立する。

**第二百二十七條** 本條第一項は前三條の罪を犯した者を幫助する目的で被誘拐者又は被賣者を收受、藏匿、又は隠避せしめる罪、同第二項は營利又は猥褻の目的で被拐取者又は被賣者を收受した罪である。

一、收受とは他人が渡すのを受取ること。

二、藏匿・隠避とは第七章に述べた通りである。

**第二百二十八條** 本條は本章の未遂は總て之を罰することを定めて居るのは危険が大であるからである。

**第二百二十九條** 本條は本章中親告罪の部分と然らざる部分とを定めたのである。即ち原則としては親告罪とし、例外として二ヶの場合を設けられてある。第一は帝國外に移送する目的に出た第二百二十六條及び其幫助の目的で犯した第二百二十

十七條第一項ノ罪及ヒ此等ノ罪ノ未遂罪ヲ除ク外本章ノ罪ハ營利ノ目的ニ出テサル場合ニ限り告訴ヲ待テ之ヲ論ス但被拐取者又ハ被賣者犯人ト婚姻ヲ爲シタルトキハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判確定ノ後ニ非サレハ告訴ノ效ナシ

七條第一項の場合及び其未遂罪、第二は營利の目的を以てした場合である。此二ヶの例外は其情に於て悪む可く害も亦大で、社會の秩序を亂すことが甚しいから、被害者の意に關せず總て之を罰するのである。其他は害も幾分少ないから被害者の名譽等を考へて其告訴がある場合にのみ罰することとされた。但し其誘拐された者、又は略取された者、或は賣られた者が犯人と結婚した場合には法律は婚姻を以て人生の大儀と認め之を重んずるから、犯人を告訴するには婚姻が無効であるとか又は取消されたとかの裁判が確定した後でなければならぬことと定めたのである。

### 第三十四章 名譽に對する罪

名譽とは人の社會に於ける價值である。身分・財産・職業等に依つて世人から與へられる尊敬の程度に外ならぬ。而して苟くも人である以上は幼者でも狂者でも病者でも多少の名譽のない者はない。併し生れた許の嬰兒の如きは例外である。人の内には自然人の外に法人がある。法人とは法律で一定の範圍を限り其範圍内に於ては人と同様の資格を與へたものである。會社の如きは皆法人で、營業

の範圍内では自然人と同様に取扱はれるのである。故に法人も亦此法律で認められた範圍内に於ては矢張り名譽がある。

死者は人間でないから現に名譽があるとは云はれぬ。

第二百三十條 本條は所謂誹毀罪で公然或事實があると摘示して人の名譽を毀損する罪である。此場合に其指摘された事實が實際あつたと無かつたを問はぬから、何れにしても本罪は成立する。

一、公然と云ふは不定の多數人に知られ得る有様にすることである。公然にせねば本罪は成立せぬ。

二、事實を摘示するとは事實を表示すること、其方法は制限されて居らぬから、新聞紙に書き立てると、演説をする、其他の手段を撰ぶとを用ひず、苟くも人が迷惑し名譽を害せらるゝ事實を示せばよい。

三、名譽を毀損するとは社會上の價値を減じ、世人より以前の通りの尊敬を拂はれぬことを云ふ。けれども實際世人が之に基いて不利益の判断をした事實のあることは必要でない。之を爲すに足る事實を公表すればよいのである。

第二百三十條 公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其事實ノ有無ヲ問ハズ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ同罪ニ出ツルニ非サレハ之ヲ罰セス

四、事實の有無を問はぬのは、蓋し其摘示されたことが事實であつても社會に公表されるれば、名譽を墜し人格を傷けられるからである。但し新聞紙に於ては其事實があつて之を掲載した目的が、専ら社會の公益を計るに在れば罰せられぬこととされてある。

五、本罪の事實の公表は一定の人に關するのではなくてはならぬが、特に其者の本名を正面から書き立てずとも、其者を指すのであることが明かであればよい。

第二項は死者の名譽を害した場合の規定で、此時は誣罔に出た場合のみを罰することとされてある。

誣罔とは有りもしない悪事を言ひ、又は死者を誹謗することである。

死者の名譽は固より其子孫の名譽にも影響するは勿論であるが、之は間接のことで、元來名譽とは人の一身に專屬するものであるから、子孫の事までを眼中に置くは不必要であるのみならず、正當の歴史又は傳記を作るには、例令名譽を害するも止むを得ぬのであるから、其書いた事實が眞實に合するや否やに因つて罰するかな否やを定めねばならぬ。即ち不實の悪事を言ひ立てた時のみ罰せらるゝこととした

第二百三十一條  
事實ヲ摘示セシト  
雖モ公然人ヲ侮辱  
シタル者ハ拘留又  
ハ科料ニ處ス

のである。

第二百三十一條 本條は侮辱罪と稱するもので、別に事實を摘示せずとも單に公然人を侮辱するに因つて成立する。本條は「事實を摘示せずとも雖も」とあるから、事實を摘示する場合も含まれる様であるが、之れは誹毀罪の内に入るのであつて、本條には入らぬ。即ち本條の冒頭は單に前條に對する文章の體裁を整へた爲めである。

侮辱とは言語・舉動・文書等を以て輕蔑の意を表する一切の行爲を云ふ。單に不徳義者と云ふ方面のみならず、知識又は身分の方面等に關するものも含むのである。例へば不徳義の事をする破廉恥者など、罵るは勿論、知識がないとか、身分が賤しいとか云ふのも皆含まれる。

本罪も誹毀と同様侮辱の行爲があれば成立するので、被害者が不快に感ずると否とは問はないのである。

侮辱の誹毀と異なるのは事實摘示の有無に存するのである。例へば甲が何年何月何日何處で何を盗んだと云へば誹毀で、甲は盜賊であると云ふときは侮辱となるのである。

第二百三十二條  
本章ノ罪ハ告訴ヲ  
待テ之ヲ論ス

である。

第二百三十二條 本條は本章の罪を親告罪とされたのである。これ名譽等に關する罪は公に裁判所で調べることになれば、却つて被害者に迷惑を及ぼし益々名譽等を害することがあるからである。

### 第三十五章 信用及び業務に關する罪

信用とは經濟上の方面に於て人の持つて居る社會上の地位である。換言すれば彼は何れ丈の義務を完全に履行が出来るとか、又は何れ丈の金を貸しても不安心でないとか云ふ類である。

業務とは人の日々繰り返して行ふ仕事のことである。農は耕耘することが其業務であり、商人は物を賣買するのが其業務である。而して信用の大小は業務の盛衰に重大の關係があるから同一標題の下に此兩者を規定したのである。

第二百三十三條 本條は人の信用を毀損し又は人の業務を妨害する罪で、其方法としては虚偽の風説を流布し又は偽計を用ふることを要するのである。

第二百三十三條  
虚偽ノ風説ヲ流布  
シ又ハ偽計ヲ用ヒ

人ノ信用ヲ毀損シ  
若クハ其業務ヲ妨  
害シタル者ハ三年  
以下ノ懲役又ハ千  
圓以下ノ罰金ニ處  
ス

第二百三十四條  
威力ヲ用ヒ人ノ業  
務ヲ妨害シタル者  
亦前條ノ例ニ同シ

一、虚偽の風説を流布するとは、事實無根の捏造説を多数の人に傳へることである。眞實のことに就ては本罪とはならぬ。

二、偽計とは他人を害する目的から出た人を惑す計略を云ふ。故に必ずしも人を欺くことを要せぬ。例へば雇人に幾何かの金を與へて同盟罷工をさせる類も此中に入る。

三、人の信用を毀損すと云ふのは被害者に對する世人の信用が消滅したと云ふ現實の結果を生ずるを要せぬ。其之を生ずべき状態に至らしめれば足りる。

四、業務を妨害したとは、業務の發展を妨げる状態を發生せしめたことを云ふので、必ずしも業務を止めなくともよい。

第二百三十四條 本條は威力を以て人の業務を妨害した罪である。威力とは人の意思の自由を壓服することである。暴行・脅迫を用ふると、權勢を利用すると、又は舊恩を口實とすると、其他如何なる方法を選ぶかを問はぬのである。前條の方法に出た場合と其結果は同様であるから罰も同様にされたのである。

### 第二十六章 窃盜及び強盜の罪

本章以下は財産に關する罪であるが、只其財産を侵害する方法が異なるから、或は盜罪となり、或は詐欺罪となり、或は横領罪等となるのである。即ち窃盜及び強盜は他人の所持内に在る財物を其意に反して取るものであり、詐欺恐喝は他人の所持して居る財物を欺き又は恐れしめて以て兎にも角にも其者からして差出さしめて取るものであり、横領は自己の所持して居る財物を不法に自分の物とするのである。

財産に對する罪の目的は物である。物とは原則として形を有して居るものを云ふが、電氣は特に明文を以て物の中に加へられて居る。物及び電氣を總稱して刑法では財物と云ふ。

財物中には動産もあれば不動産もある。不動産に就ては盜罪の目的となるか否やに就て學者の見解が一致せぬが、之を否認するのが通説である。財物とは所有權の目的となるものを云ふのであるから、何人も製造所持を禁じ

られて居る所謂絶體的禁制品又は大海の水、大空の空氣等は此内に入らぬ。人の屍體とか遺骨は第九十條の罪の目的となるのみで、本章以下の目的とはならぬ。而して財物とは所有權の目的となり得ればよいので、必ずしも金銭に見積ることを得可き價格、所謂交換價値の有無は問はぬのである。

例外として財物でなく、而も奪取罪の目的となる物がある。即ち財産上の利益である。例へば被害者をして一定の勞働をなせしめたること車の只乗りの如き場合である。詳細は各本條に就て説明することとする。

**第二百三十五條**  
他人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪ト爲シ十年以下ノ懲役ニ處ス

**第二百三十五條** 本條は竊盜罪の規定で、他人の財物を竊取するに因て成立する。竊取とは他人の意思に反して財物を窃に盗み取することを云ふのである。故に窃りでなく暴行脅迫を用ひた場合、又は詐言等を用ひ財物を渡させる意思を生ぜさせた場合は竊盜とはならぬ。而して他人の財物とは他人の持つて居る自分以外の者の所有物を云ふ。其他人が持つて居ることが何等かの權限、例へば所有權とか、賃借權等の正當の名義を有すると否とを問はぬから、盜賊の盜品を取るも亦竊盜となるのである。

「他人の持つて居る」と言ふ語の内には必ずしも他人が手で持つて居らすとも、其者の實際の支配内に在ればよい。離れた所に在る藏の中に入れてある物でも、一向差支がない。

「取る」とは如何なる事であるか、物を犯人が握つたことか、場所を移したることか、取り返されぬ安全の場所に持ち出したことかと云ふに、之れは犯人が物を自己の支配力を及ぼし得るの地位に置いたことを云ふのである。故に直に取り返されるべき場合でも苟くも犯人が一時自己の實力内に物を置いたときは、竊盜の既遂となるのである。かく竊盜は一人の所持内に立つた物を自己の場所内に移すので、所持の移轉を要するから、不動産に對しては成立せずとの結論を生ずる。

**第二百三十六條** 本條は強盜の罪で、第一項は暴行又は脅迫を用ひて他人の財物を強取するに因つて成立し、第二項は同様の方法で財産に關し不法の利益を自分で得、又は他人をして得せしむるに因つて成立する。

一、暴行とは不法の腕力により、脅迫とは不法の威嚇により、人をして身體並に精神上に反抗することの出來ぬ様にすることである。制縛又は殺傷するは暴行

**第二百二十六條**  
暴行又ハ脅迫ヲ以テ他人ノ財物ヲ強取シタル者ハ強盜ノ罪ト爲シ五年以上ノ有期懲役ニ處ス  
前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得



ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同ジ

で、殺傷すると云ふて恐怖心を起さしめて反抗の出来ぬ様にするのは、脅迫である。  
二、強取とは強取に對する詞で、無理に奪ふことである。  
財産上不法に利益を得るとは、例へば拂はねばならぬ借金を、貸主を脅かし又は暴行を加へて支拂はぬ類で、犯人が自分で其利益を得ると、他人をして之を得せしめると、其何れも同様に取扱はれて居る。而して之を進んで財物を取ると同様に處罰するのは、積極と消極の相違があるのみで、他人を害する結果は兩者共異なる處がないからである。

第二百三十七條

強盗ノ目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

第二百三十七條

本條は強盗をする目的で其豫備をした場合、例へば刀を買ふとか、家の様子を探る類のことをする者を罰するのである。  
強盗の如きは其害が重大であるから豫備の程度の行爲で、他の罪では罰せられぬものでも獨立罪を構成させて、嚴に之を取締るのである。

第二百三十八條

竊盜財物ヲ得テ其取還ヲ拒キ又ハ速

第二百三十八條

本條は強盜が其盗んで來た物を取返されるのを防ぎ又は逮捕を免るゝ爲め、若くは自己の罪蹟を湮滅する爲に暴行又は脅迫をしたならば、強盜と

捕ヲ免レ若クハ罪跡ヲ湮滅スル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルトキハ強盜ヲ以テ論ス

同様に論ずることを定めたのである。

抑も強盜とは、財物を奪取する際に暴行又は脅迫を用ふることを要件とするのであるが、盗品の取返しを防ぐ爲め又は捕縛を免れる爲め、若くは犯跡を消滅する爲めに爲す暴行、脅迫、即ち本條列記の行爲は總て皆財物を自己に確實に取得することにつき爲す暴行脅迫で、其之を爲す時期は多少奪取行爲の後であるも、奪取の目的を全うするには缺く可からざるもので、其價値は強盜同様であるから、強盜を以て論ずるとしたのである。本罪の既遂となるには強盜が財物の取還を拒ぎ又は逮捕を免れ若くは犯罪の證據を消滅し得たことは必要ではない。此等を目的として暴行脅迫をすれば足りるのである。

第二百三十九條

人ヲ昏醉セシメテ其財物ヲ盜取シタル者ハ強盜ヲ以テ論ス

第二百三十九條

本條も準強盜罪で、人を昏醉せしめて其所有物を盗むことに因つて成立する。  
昏醉とは無意識の状態に陥らしめることを云ふ、薬を用ゆると、酒の力に依ると、催眠術等の作用に依るとを問はぬのである。暴行脅迫の手段を用ふるとの結果に於て同様であるから、強盜に準じたのである。

第二百四十條 強盗人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス  
死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第二百四十條 本條は強盗が人を傷け又は死に致した場合の罪である。本罪は強盗をする際に人を死傷せしめた場合でなくてはならぬ。而して苟くも強盗の際であれば、強盗の既遂たるは未遂たるは問はぬ。又其際であれば強盗の邪魔になる者を殺傷すると、無關係の者を殺傷するとを問はず、皆本罪が成立するのである。

本罪は結果犯であるから、傷人又は殺人の豫期あることを必要とせぬから、一寸人を突き除けた場合にも、死の結果が生ずれば強盗殺人の責任を負ふのである。強盗の如きは時々無關係者を害し、又は必要以上に殺傷をするから嚴に之を取締る必要から本條が出来たのである。

第二百四十一條 強盗婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第二百四十一條 本條は第一項に於て強盗が婦女を強姦した場合、及び第二項に於て之れが爲め婦女を死に致した場合を規定して居る。本罪は強盗が其強盗を行ふ際に行ふことを要するのである。而して強盗の既遂たるは未遂たるは問はぬ。強姦の説明は第二十二章に述べた通りである。

第二項は結果犯で、婦女の死と云ふ結果を豫期して居らぬ場合でなくてはならぬ。豫期があれば殺人罪となる。

第二百四十二條 自己ノ財物ト雖モ他人ノ占有ニ屬シ又ハ公務所ノ命ニ因リ他人ノ看守シタルモノナルトキハ本章ノ罪ニ付テハ他人ノ財物ト看做ス

第二百四十二條 本條は自己の所有物であつても他人が現在占有して居る場合又は公務所の命を受けて他人が之を看守して居る場合は總て他人の財物と看做すことを定めて居る。

他人が占有して居るとは、其原因が賃貸借に在ると寄託にあると其他の理由に依るとを問はず現に他人の手に在るものを云ふ。公務所の命に因り他人の看守したるものとは、公務所員自身又は私人の看守する場合である。例へば税務所が税務官に命じ、租税滯納者の財産を差押へた様な場合に、或は税務員自身之を看守することもあれば、其際差押者に看守を命ずることもある。

以上の場合には所有權は自分に在るも他人の利益のため他人に實際上の支配が移つて居るから他人の物と同様に取扱ふのは當然である。

第二百四十三條

本條は窃盜・強盜・第二百三十五條・第二百三十六條、及び準強盜

第二百四十三條 第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條乃至第二百四十一條

ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百四十四條 直系血族、配偶者及同居ノ親族又ハ家族ノ間ニ於テ第二百三十五條ノ罪及ヒ其未遂罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除シ其他ノ親族又ハ家族ニ係ルトキハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス 親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス

の第二百三十八條乃至第二百四十一條の罪は害が大なるものであるから、未遂の場合にも尚ほ處罰されることを定めたのである。

第二百四十四條 本條は親族相盜の罪で、即ち直系血族・配偶者、及び同居の親族又は家族の間に於て盜盜の罪を犯したときは、其既遂たる或未遂たるを問はず總て其刑を免除し（犯罪の成立は認むるも）右以外の親族又は家族の間に於ける盜盜は被害者の告訴を待つて其罪を論ずることゝされたのである。

本條は社會一般の觀念に合する取扱を定めたので、子が親の物を盜むとか、妻が夫のものを盜むとか、又一所に居る一家内の一人が他人の物を盜つた場合に於ては其所爲は悪く則ち惡であるけれども情に於ては恕す可く憐む可きであるから、之を強て處罰するのは寧ろ平和を破る嫌ひがあるから、其親族關係の近き者は之を免除し、遠き者は親告罪としたので、之れは尤ものことである。

第二項に於て親族又は家族が全く關係のない他人と共謀して盜盜をすることを規定してあるが、此時は此無關係の者は之を容赦なく通常の刑に依て罰し、別に恩典に浴せしめぬ。

本條は單に盜盜のみに關するので、其他の強盜罪は事が重大であるから、親族と云ふて之を許す譯には行はぬ。

第二百四十五條 本條は電氣も強盜盜の場合には財物と看做すことを定めたのである。

從來電氣に就ては或は之を力とし、或は物とし、盜盜の目的となるや否やに就き議論があつたから、本條に於て之を物として取扱ふことを定め、此の疑ひを斷つたのである。

### 第三十七章 詐欺及び恐喝の罪

本章の罪も亦財産に關するものであるが、他人を欺き又は恐怖せしめて、其結果兎に角も一時被害者の意思から進んで財産を渡させるのが特徴である。此點が被害者の意思に反する強盜盜と異なる。

第二百四十六條 本條は欺罔取財の罪で、即ち第一項は人を欺罔して財産を騙取する罪、第二項は人を欺罔して其結果自分に於て財産上不法の利益を得又は他人を

第二百四十五條 本章ノ罪ニ付テハ電氣ハ之ヲ財物ト看做ス

第二百四十六條 人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル者ハ

十年以下ノ懲役ニ處ス  
前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得センメタル者亦同シ

して之を得せしむる罪である。

一、欺罔とは虚偽の事實を通告し、相手方をして思ひ違ひを生ぜしめる行為を云ふ。例へば甲地は近年に汽車が通ずるから、地價が著しく騰貴すると云ひ、相手をして之を信せしめ、事實に反する思ひ違ひを起させて、其結果高價に其土地を賣却するとか、或は買つてやると云つて大切の實物を受取り自分の物にするとかの類である。

二、欺罔は被害者に對して之を施すの必要はなく、第三者に對しても差支はない。例へば偽造借用證書を裁判所に提出し、眞に貸金あるものゝ如く裝ひ勝訴の判決を得て之に基き他人から金を取り立てる類である。

三、騙取とは他人が思ひ違ひをして居るを利用して、金錢其他の財物の所持を移轉させるのを云ふ。而して自己に對して移轉させると第三者に對して爲さしめるとを問はない。但し移轉の際は被害者をして思ひ違ひはあるにもせよ兎に角其移轉に同意せしめねばならぬ。其意に反すれば盜罪となることは前に述べた所である。

四、欺罔に因る法律行為は民法第九十六條に依り之を取消すことは出来るが、當然無効と云ふことは出来ぬ。何となれば少くも表面上の意思の合致、即ち金員の授受をする考へは雙方にあつたのであるからである。故に犯人が刑事上の責任を負ふも互に被害者に被害金品は戻るものではない。

五、財産上不法の利益を得るは無錢遊興或は人力車の乗り逃げ等の場合を云ふ。蓋し此等は人の勢力等を不法に自分に利得するので、通常の觀念からして云ふ財物の取得とは趣が異なるが、被害者に財産上の損害を與へることは兩者とも同一であるから、特に第二項に不法の利益に關する規定を設けたのである。

第二百四十七條 本條は所謂背任罪の規定で、即ち他人の爲に事務を處理する者が、自己又は第三者の利益を圖り又は本人に損害を加へる目的を以て其任務に背いた行為を爲し、本人に財産上の損害を加ふるに因り成立するのである。即ち次に述べる四ヶの條件を要する。

一、犯人は他人の爲に事務の處理をする者でなくてはならぬ。其委任を受けたのであると厚意的に他人の事務を管理する場合であるとは問はぬ。

第二百四十七條  
他人ノ爲メ其事務ヲ處理スル者自己若シクハ第三者ノ利益ヲ圖リ又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ其任務ニ背キタル行為ヲ爲シ本人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

二、自己若くは第三者の利益を圖り、又は本人に損害を加へる目的のある事を要す。故に單に自己の利益になるべきこと又は本人に損害の生ずることあるを知るのみでは本罪とはならぬ。

三、任務に背いた行為がなくてはならぬ。即ち故意に事務の處理に用ふべき必要の注意を缺き又は爲すべきことを爲さず、或は爲すべからざることを爲す等のことがなくてはならぬ。

四、本人に財産上の損害を加へたことを必要とするから、財産以外の損害を生じたのみの場合は本條には入らぬ。

第二百四十八條

未成年者ノ知慮淺薄又ハ人ノ心神耗弱ニ乘シテ其財物ヲ交附セシメ又ハ財産上不法ノ利益ヲ得若クハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百四十八條 本條は未成年者の思慮の淺薄なるに乘じ又は人の心神耗弱に乘じ、其財物を交附せしめ又は財産上不法の利益を得若くは他人をして之を得せしめる罪である。

本條は別に欺罔の手段を施したのではないが、未成年にも達せず其是非を辨別する知識の發達せぬ者、又は人の精神に障礙があつて心が減衰し行為の是非を別つ事の出來ぬ者に對し、之を誘ふて財物を差出さしめ、又はかゝる者より財産上不法

の利益を得、若くは他人をして之を得せしめた場合には完全の能力者を欺いて此等の結果を得たと同様に看做すことが出来るから其罪も亦之と同様にしたのである。

第二百四十九條

人ヲ恐喝シテ財物ヲ交附セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス  
前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

第二百四十九條 本條は所謂恐喝取財の罪で、即ち第一項は人を恐喝して財物を交附せしめるに因つて成立し、第二項は人を恐喝して財産上不法の利益を得又は他人をして之を得せしめるに因つて成立する。

恐喝とは脅迫と同様に人に或害意を加へることを通告して以て畏怖の念を生せしむることであるが、脅迫と異なる點は恐喝は被害者に尙ほ考慮の餘地があるので脅迫の様に全然意思の自由を止められるのではない。故に恐喝の場合には、嫌やだと思へば止めることが出来るのである。例へば甲に對し汝が金を收賄した事實あることを發見したから之を新聞に掲げんと告げ以て甲の畏怖するに乘じ金錢等を取ると云ふ類である。即ち甲は此際金錢を出すか否かは考案の餘地があるが、新聞に出さ

れば畏ろしいから、先づ金を出さんと決心して出すのである。本罪は第二百四十六條と手段に於て異なるのみで、其他は全部同様であるから参照すれば明かである。

第二百五十條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百五十一條 本章ノ罪ニハ第二百四十二條、第二百四十四條及ヒ第二百四十五條ノ規定ヲ準用ス

第二百五十條 本條は本章の詐欺又は恐喝の未遂は總て罰せられることを定めてある。此等は何れも其害が大であるに見たからである。

第二百五十一條 本條は本章の詐欺又は恐喝の罪に關しては、前に述べた第二百四十二條、第二百四十四條、第二百四十五條の規定の例に依ることを定められてある。蓋し詐欺恐喝と云ひ、強盜盜と云ふも、等しく他人の財産を不法に奪ふことであるから、其根本の性質は格別異ならぬ。故に自己の物でも、他人の権利の目的となり其他他人の利益となつて居る物、又は公務所の命に依り保管して居る場合には總て皆之を他人の物と同様に認め、之を詐取すれば詐欺の罪となり、又親族間に於て詐欺或は恐喝して財産を奪ふも、之を一々罰するのは却つて平和を破る虞れがあるから、第二百四十四條の例に従ひ、或は罰せず、或は親告罪としたのである。又電氣に就ては盜罪と同様の争ひが起るから、特に明文を設けて之を財物と定めたのである。

### 第三十八章 横領の罪

本章も財産權に對する侵害罪であるが、其方法が自己の所持内にある他人の物又は公務所から保管を命せられてある自己の物を不法に自分の物として處分すること云ふ特徴を有する。

第二百五十二條 本條第一項は自己の占有する他人の物に對し、第二項は公務所から保管を命せられた自己の物に對し、何れも横領の行爲があれば横領罪が成立することを定めたのである。

- 一、占有とは所持と同意義である。自己の支配内にある物を總稱する。
- 二、物とは有體物を云ふ。動産たるを不動産たるを問はぬ。故に電氣の如きは含まれぬ。
- 三、本罪の目的となるのは他人の爲に占有する他人の物又は公務所より保管を命せられた自己の物に限る。自己と他人との共有物は本罪の關係に於ては他人の物の内に入る。
- 四、横領とは其物を不正に處分し以て他人の利益を奪ふ一切の行爲を指す。故に其物質を消費するも、質入するも、賣却するも、將た他物と交換するも、他人に

第二百五十二條 自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス 自己ノ物ト雖モ公務所ヨリ保管ヲ命セラレタル場合ニ於テ之ヲ横領シタル者亦同シ

贈與するも、皆横領の行爲である。必ずしも自己の所有物とすることのみに限るのではない。

第二百五十三條  
業務上自己ノ占有  
スル他人ノ物ヲ横  
領シタル者ハ一年  
以上十年以下ノ懲  
役ニ處ス

第二百五十三條 本條は自己の平生の業務の關係に基いて占有して居る他人の物を横領した罪を規定してある。例へば染物屋は其業務上の關係より他人の反物を預り占有し、集金人は自己の業務上他人の金銭を集めて占有するが、是等の者は之を自己の爲に横領せんとすれば、其機會が多く且つ容易であつて、通常の者のする横領とは同日の論でないから、法律は特に之れを重く罰したのである。

第二百五十四條  
遺失物、漂流物其  
他占有ヲ離レタル  
他人ノ物ヲ横領シ  
タル者ハ一年以下  
ノ懲役又ハ百圓以  
下ノ罰金若クハ科  
料ニ處ス

第二百五十四條 本條は遺失物・漂流物、其他占有を離れた他人の物を横領する罪である。

第二百五十五條  
本章ノ罪ニハ第二  
百四十四條ノ規定  
ヲ準用ス

占有を離れた他人の物とは占有者が失ふ考へのないのに拘はらず之を失ふた場合を云ふ。而して本條には其例として遺失物・漂流物を掲げてゐる。遺失物、漂流物は共に占有者が占有を失ふ意思なくして之を失うた物であるが、其異なる點は前者は陸上、後者は水中に在ると云ふに在る。本罪は拾得の當時から横領の意思があつた場合と、初めには其意思がなく後に其

意思が出た場合とを區別せぬ而して拾得の目的物は或は大金であることもあれば、或はつまらぬ煙草入れ位のこともあり、千差萬別で従つて等しく之を横領しても情に於て輕重があるから、法律も懲役・罰金・科料の三者中の適當の刑を選ぶことを得せしめたのである。

第二百五十五條  
本章ノ罪ニハ第二  
百四十四條ノ規定  
ヲ準用ス

第二百五十五條 本條は本章横領の罪に對しても第二百四十四條の親族相盜の例に従ふことを定めて居る。蓋し横領も前に屢々説明した通り財産侵害の罪で、窃盜等と根本の性質が同様であるのみならず寧ろ情に於ては自分手中の物に對するのであるから輕い。故に親族間の場合には、其關係の近い者は刑を免除し、遠い者は親告罪とし、處分を斟酌するのが却つて社會の平和、人情の常勢に適ふのであるから、本條は誠に必要の規定であると云はねばならぬ。

### 第三十九章 贓物に関する罪

贓物に関する罪は所謂事後從犯の一場合であつて、犯罪に因つて得た物の處分を容易安全にし、以て犯罪の最終の目的を達せしめるものであるから、大に取

第二百五十六條  
贓物ヲ收受シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス  
贓物ノ運搬・寄藏・故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役及ヒ千圓以下ノ罰金ニ處ス

縮らねばならぬ。

第二百五十六條 本條第一項は贓物を收受するに因つて成立し、第二項は贓物を運搬・寄藏・故買し、若くは其牙保をするに因つて成立する。

- 一、贓物とは犯罪に因つて取得・所持、又は處分する物件である。
- 犯罪に因つて取得するとは、強盜・竊盜・詐欺・恐喝等の罪を犯して得たものを云ふ。衣類であると、金品であると、其他の物品であるとを問はぬ。
- 犯罪に依つて所持するとは遺失物拾得の様な場合、犯罪に依つて處分する物件とは横領等の場合を云ふのである。但し盜賊が盗んだ衣類を賣つて得た代金等所謂對價は贓物の内には入らぬ。
- 親族間の犯罪時效の來た場合、外國公使の如き刑法に従はぬ者の行爲等は之に刑罰を科することは出來ぬが元來不法の行爲であるから、之に依つて得た物或は所持處分した物は皆贓物となる。
- 二、收受とは廣く受取ることを意味する。
- 三、運搬とは通常に「ハコブ」ことで、即ち贓物の所在を移すを云ふ。

第二百五十七條  
直系血族 配偶者 同居ノ親族又ハ家族及ヒ此等ノ者ノ配偶者ノ間ニ於テ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除ス  
親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス

- 四、寄藏とは寄託を受けて藏匿すること。
- 五、故買とは金銀其他の對價を出して物の處分權を得ること、即ち贓品を買取ること。
- 六、牙保とは處分行爲の仲介周旋をすること。例へば盜賊の盗んで來た衣類を質に入れてやるとか、賣つてやる等の行爲を總稱するのである。
- 本條第二項は體刑に加へて罰金が科せられるのである。刑法中かゝる體刑及び罰金を併科されてある例は此贓物罪より他にはない。

第二百五十七條 本條は第二百四十四條と同旨に出來た規定で、即ち前記の直系血族・配偶者・其他の親族・家族又は此等の者の配偶者の間に於て前條の罪を犯した場合、例へば親が子の爲に贓物を運搬したとか、妻が夫の爲に牙保をしたなどの類は其情の憐むべきことは第百〇五條の犯人藏匿と異ならぬから、其刑を免除することゝされた。



### 第四十章 毀棄及び隱匿の罪

本章も亦財産権を侵害する罪である。其方法としては、毀棄損壊・傷害及び隱匿である。

**第二百五十八條** 本條は公務所の用に供する文書を毀棄する罪である。

一、公務所に文書の意義に就ては先に已に説明したが、茲に公務所の用に供する文書とは作成者の公務員たる者、私人たる者を問はず、廣く公務所で必要上保管する文書を云ふ。而して茲に云ふ文書と云ふ内には圖書も含まれるのである。

二、毀棄とは文書の效用の全部又は一部を失はしむる行爲を云ふ。必ずしも之を裂くとか、破るとかせずとも、墨にて塗抹する様なことも此中に含まれるのである。

**第二百五十九條** 本條は權利義務に關する他人の文書に關するのである。

一、權利義務に關する文書の意義に就ては、文書偽造の處で述べたと同意義である。

棄シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

**第二百六十條** 他人ノ建造物又ハ艦船ヲ損壊シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

**第二百六十一條** 前三條ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壞又ハ傷害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

る。權利義務に關せぬ其他の文書は此罪の目的とはならぬ。

二、他人の文書とは自己以外の私人の所有する文書を云ふ。作成者が何人たるやは問はぬ。

**第二百六十條** 本條第一項は他人の建造物又は艦船を損壊する罪、第二項は其爲

に人を死傷させた罪である。

一、建造物並に艦船の意義に就ては先に述べた所である。

二、損壊とは無生物をして效用を失はしめることであるが、通常は物の實質を破つて役に立たなくするを云ふのである。

三、死傷の害を人に加へるのは、其豫期のない場合を指すので、即ち結果犯である。而して其處分は本條の五年以下の懲役と傷害罪の刑とを比較して重い方に從つて罰する。

**第二百六十一條** 本條は廣く前三條に記載した文書・建造物・艦船以外の物を網羅した規定で、之を損壞又は傷害した者を罰するので、人の器具であると動物であると、植物であるとの區別はない。而して傷害とは生物に關する詞である。

第二百六十二條 自己ノ物ト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ貸貸シタルモノヲ損壞又ハ傷害シタルトキハ前三條ノ例ニ依ル

第二百六十二條 本條は自分の所有物でも、差押を受け又は物權を負擔し又は貸貸してあるものでも物でさへあれば之を損壞傷害すれば、前三條記載の他人の物の例に従つて、夫々處分されるのである。

一、差押を受けたとは法令の規定からして公務所が處分を禁じたことである。借財がある爲に執達吏が來て、家財を封印して賣却・貸與等一切の處分を禁じた様な場合である。

二、物權を負擔するとは他人に質に入れるとか抵當にしてある物、又貸貸した物とは賃料を取つて其使用を許してあるものを云ふ。

以上の物は假へ自分の所有に屬するものでも現在に他人の利益の目的物となつて居るから、他人の物と同様に扱はれるのは當然である。

第二百六十三條 本條は他人の信書を隠匿する罪である。

本條は意思の通知を妨害する罪であるから、他人の信書と云ふ内には受信人が開封せぬ前のものを云ふ。隠匿とは所在を不明にすることである。併し信書の内には重要なものもあり、左程關係のないものもあり、又犯人の行爲に就ても種々の情狀

第二百六十三條 他人ノ信書ヲ隱匿シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

があるから、懲役・禁錮・罰金若くは科料の刑の内、相當の刑を科すべきものとされてある。

第二百六十四條 本條は第二百五十九條・第二百六十一條乃至第二百六十三條の罪は親告罪とされてある。此等の場合は情狀も他の罪に比すれば軽く、社會に及ぼす危険も大でないから、罰するに否とは、専ら被害者の意思に一任したのである。

第二百六十四條 第二百五十九條、第二百六十一條及ヒ前條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

# 刑法終

明治四十四年八月二十八日印刷  
明治四十四年八月三十一日發行

法典叢書第一卷

定價金參圓五拾錢



著者	今井嘉幸
著者	高橋其三
著者	笠井健太郎
發行者	河野正義
印刷者	東京市神田區駿河臺袋町十六番地 東京市麹町區有樂町二丁目一番地 中村政雄
印刷所	右 報文社

## 發行所

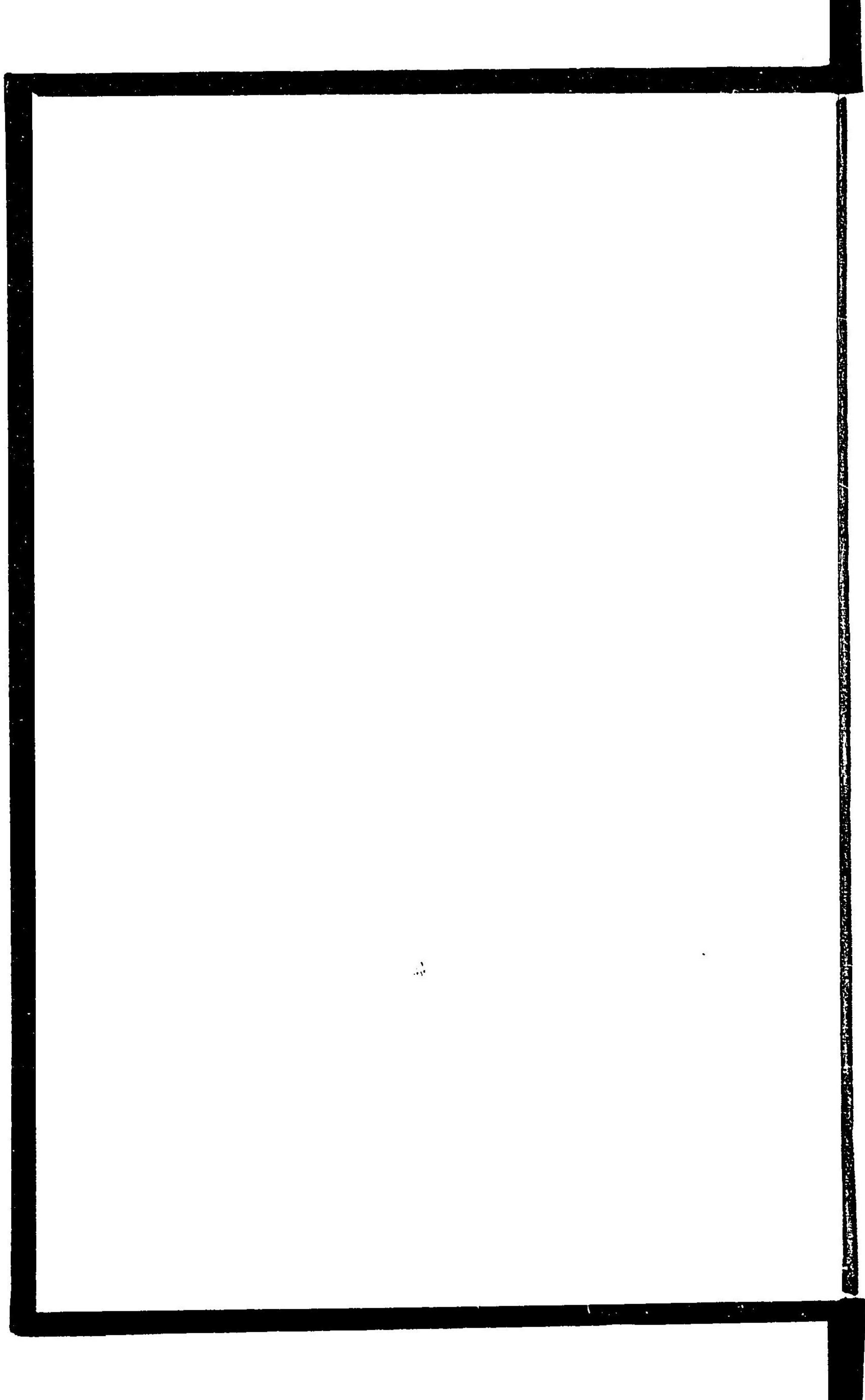
東京神田駿河臺袋町  
振替東京三〇〇九番

## 東京國民書院

電話本局  
三三〇〇  
三三〇〇  
七四二番

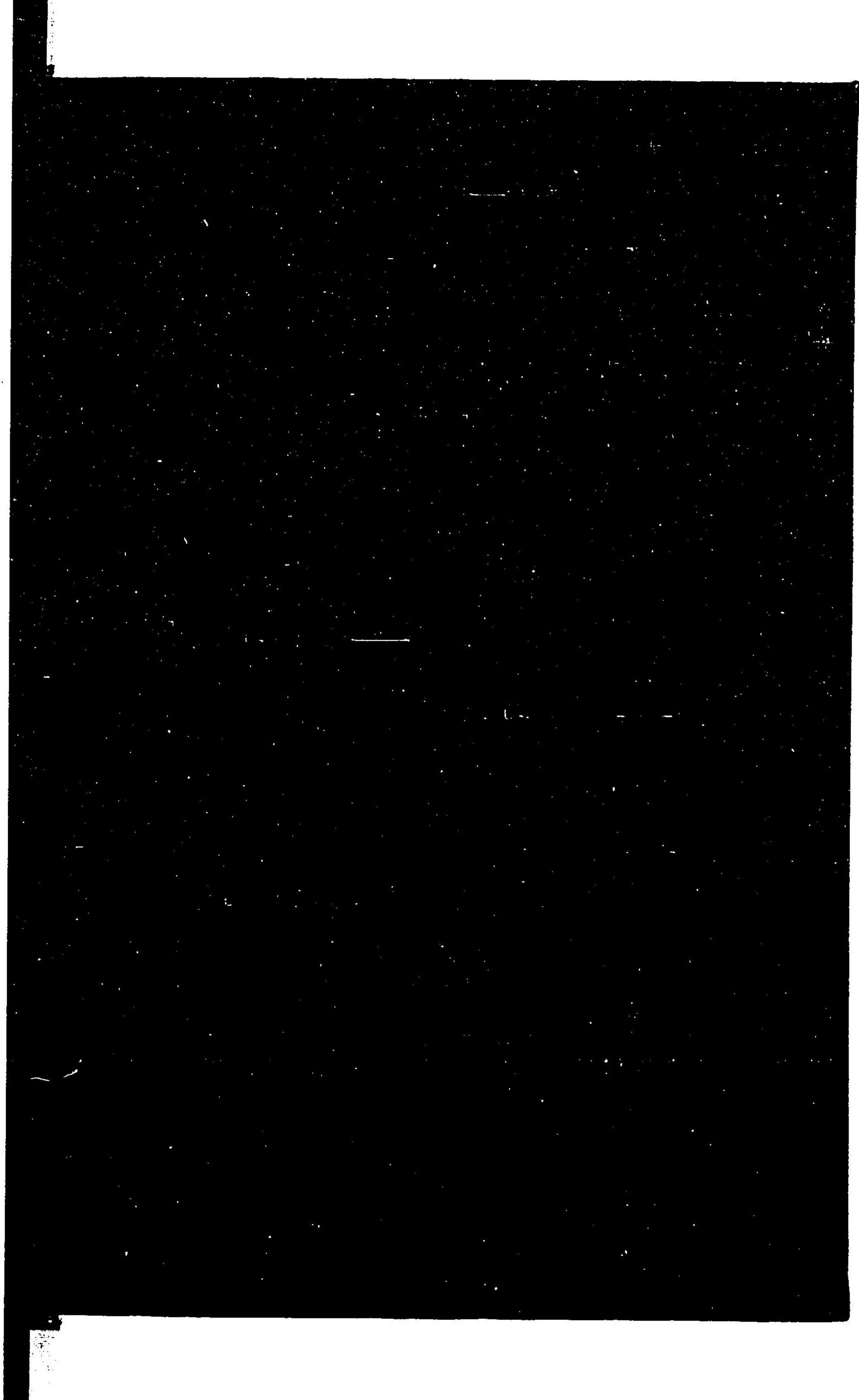
• 11-2-16





1950

1950



336

54

031119-001-1

336-54

法典叢書

東京国民書院

第1卷

M44, 45

BBC-0938





